

＜オンライン配信による技能認定登録課題講習会実施要領＞

1. 目的

本協会会員が技能認定登録更新単位取得のためオンラインによる映像動画で必要な知識、技術及び質の向上を図ることを目的とする。

2. 講習会の実施

学会、講習会又はこれに準ずるものとして当協会が認めたものを以下の要領で実施する。

3. 配信の内容

生中継映像、録画映像、DVD映像及びこれらに準ずるものと認められたもの。

4. 配信の方法及び運用

主催者（学会長、地方会執行委員長、支部長等）は Zoom、Skype、Vimeo 等の配信専用ツールを使用する。

1) 導入設定時

- ① 使用ツールの契約、会場のインターネット環境整備の確認をする。
- ② 配信周辺機器類（カメラ、マイク、モニター等）の整備と確認をする。

2) 運用時

- ① 事前に使用ツール、参加方法等を周知する。
- ② 周辺機器類の作動確認をする。
- ③ 配信中の通信、機器類のトラブルに対応できるように努める。

5. 受講方法

- 1) 視聴希望者は主催者へメールで申し込む。
- 2) 主催者は受講料の徴収方法を受講者へメールで伝える。
- 3) 受講者は指定された方法で期限内に受講料を振り込む。
- 4) 主催者は入金確認後、受講登録確認した旨と配信に必要なサイトの URL、ID、パスワード等を受講者にメールで伝える。
- 5) 受講者は受講後、速やかに単位取得申請書（様式 1-1, 2, 3）を協会ホームページからダウンロードして主催者に提出する。
- 6) 主催者は単位取得申請書内容を精査確認した後、規程の単位数を単位認定証明書（様式 2-1, 2, 3）へ記載し、単位認定証明書及び単位認定シールを受講者に交付する。
- 7) 本部が、協会ホームページから映像配信するオンライン研修については、
 - ① 受講希望者は、地方会執行委員長または、支部長へメールで申し込む。
 - ② ID、パスワード、単位数、視聴期間等を事前に学術局長から各地方会執行委員長、支部長へ伝える。
 - ③ 本部が配信するオンライン研修も自支部主催の講習会と同様に、1) ～ 6)

の方法で取り扱う。

④ 徴収した受講料は、受講を取り扱う地方会、支部の収入とする。

6. 受講料

学会や技能認定登録制度規程に定める従前の対面受講で行う講習会と同じ金額

7. 単位数

技能認定登録制度規程に定める従前の対面受講で行う講習会と同じ単位数

8. 視聴管理

- 1) 主催者は公平で正しく且つ円滑な運用ができるよう準備、整備、管理に努める。
- 2) 主催者は受講者の視聴管理のため、単位取得申請書で視聴した内容を確認し、十分な記載がないものは、認定単位の付与を認めない。
- 3) 主催者は受講の不正が発覚した場合、直ちに認定単位を取り消して不正内容を把握し文書等に記録して保管する。

9. セキュリティ対策

主催者は講習会内容の記録保存（更新期間の3年間）、受講者の視聴確認と個人情報の外部漏洩及び著作権等の侵害がないようセキュリティ対策の徹底を図り管理すること。

10. その他

運用に重大な問題等が発生した場合は会長、副会長、学術局長及び主催者と協議しその対応にあたる。

以上

令和2年11月20日
学術局長 小川嗣人